

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正で透明性の高い経営体制、すなわち株主を重視した経営に徹しなければならないと考え、取締役会の経営監視機能及び監査役会設置による監査機能の強化により経営陣が忠実に株主の負託に応えられるものと認識しております。その結果として、株主を始めとする数多くの利害関係者から厚い信頼を受け、経営の効率性と競争力が高まるものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エム・エフ	500,670	23.84
向井 俊樹	281,430	13.40
向井 弘光	272,510	12.97
ICDAグループ社員持株会	153,668	7.31
向井 なよ子	83,970	3.99
株式会社百五銀行	63,000	3.00
株式会社三重銀行	42,000	2.00
向井 崇	40,000	1.90
向井 末安	29,540	1.40
滝本 理絵	27,000	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	向井 弘光 向井 俊樹
-----------------	-------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
-------------	----------------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主の取引については、一般的な取引と同様の基準で合理的に決定しており、重要性のある取引については取締役会等において、その取引の妥当性を検討し、少数株主に不利益を与えることのないようにしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門である内部監査室は、定期的に情報交換を行うことで連携し、効果的な監査を行うことに務めております。また、適宜、会計監査人と情報交換、意見交換を行うことで、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山川明伸	他の会社の出身者													
伊藤保元	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山川明伸		—	山川明伸氏は、株式会社百五銀行の常勤監査役を努め、長きにわたり金融業界に在籍していたことから、金融、財務及び会計に関して相当以上の知見があり、経営全般の監査と有効な助言を期待し、社外監査役として招聘したものであります。
伊藤保元	○	—	伊藤保元氏は、柳河精機株式会社の取締役を務めた企業経営者としての経験と知見があり、経営全般の監査と有効な助言を期待して、当社コーポレート・ガバナンスの強化のため、社外監査役として招聘したものであります。また同氏は当社の社外監査役としてのこれまでの実績から、中立かつ公正な意見を述べるなど、経営監視機能の客観性、ならびに経営の健全性、透明性を確保するに相応であり、一般株主の皆さまとの間に利益相反の生じる恐れがない立場にあると判断したうえで、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点で、具体的なものはありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役会にて定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外監査役へのサポートは、常勤監査役から年間の取締役会開催日程、個々の取締役会の開催案内の提供を行っており、取締役会の資料については、管理部より事前に配布しております。また、監査役関連書類についても、常勤監査役から定期的に内容を報告しております。欠席社外監査役に対しては、開催後速やかに会議の内容を常勤監査役が報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、当社及び当社が経営管理する子会社の経営方針及び子会社の経営管理に関する重要な事項に関する意思決定、並びに当社及び子会社の業務執行の監督及び監査機関として全取締役6名及び監査役3名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

内部監査は代表取締役社長直属部署の内部監査室3名により実施しております。内部監査室長を責任者とし、各事業年度開始に先立って内部監査計画書を立案し、代表取締役社長の承認を得て、計画に基づいて内部監査を実施しております。内部監査内容及び結果はすべて代表取締役社長に報告されるとともに、被監査部門に対して改善事項の指導を行い、被監査部門は改善状況を報告し、業務の改善を行うことで、実効性の高い内部監査を実施しております。これにより、不正取引の発生防止や業務の効率性改善等につとめ、会社の業績向上、遵法経営を通じて会社の発展に寄与することを目的とした内部監査を実施しております。また、内部監査室と監査役および会計監査人と定期的に、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

また、当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成しております。監査役は月1回の監査役会開催の他、臨時監査役会の開催、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監視できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。内部監査、監査役監査及び会計監査は適宜相互に情報収集、意見交換等の連携を図ることにより、監査機能を強化しております。

取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役会にて定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が機能する体制となっております。なお、社外取締役の必要性については十分認識しており、より健全な経営を実践するために選任の必要性を感じており、弁護士等の法律の専門家から適材と思われる人材の人選を検討しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社・IR支援会社等が企画する個人投資家向け説明会に参加しております。また、名古屋証券取引所が主催する名証IRエキスポに出展しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算開示後と本決算開示後に、アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算短信、有価証券報告書、株主通信などを掲載しております。 当社ホームページURL: http://www.icda.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のコンプライアンス規程において、コンプライアンス規範を掲げており、企業倫理の向上・法令順守の確保に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、自動車販売関連事業及び自動車リサイクル事業をグローバルに展開するにあたり、自動車の販売・サポートにおいて部門や企業の壁を超えた企業間連携を効率的に行うことで、最終顧客であるお客様の期待の変化に対して本質を深く理解し、商品やサービスの付加価値を最大化してゆくバリューチェーンクロス・ミックスビジネスの強化を推進しております。また、自動車の販売・サポートのみならず、環境への配慮や資源のリサイクルなど様々な取り組みを推進しながら、その社会的責任を積極的に果たす努力を続けております。今後も循環型社会のキーワードである3R、Reduce(発生抑制)Reuse(再利用)Recycle(再資源化)をテーマに掲げ、地球環境保護に貢献していきたいと考えております。このような考え方から当社グループは「自動車に関わる国際的流通複合企業体」(International Conglomerate of Distribution for Automobile)として、「車社会を通じオンリーワンバリューチェーンクロス・ミックスビジネスの革新を実現し、CS・ES・CSRのベスト経営」を実行する企業グループでありたいと考えております。 CS(お客様に次回も選んでいただける会社を目指す。) ES(社員一人一人の志事(仕事)が厳しくても、日々楽しく、夢のある会社づくりに全員参画経営の実現。) CSR(適正利益経営のもとでの社会貢献を果たす。)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーポリシーの基本方針として、金融商品取引法の諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示等」(以下、「適時開示規則」といいます)に従って、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行っております。また諸法令や適時開示規則に該当しない場合でも、株主や投資家の皆様に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示することを基本方針としております。
その他	株主総会終了後、株主の皆さまに世界の鈴鹿のコースを楽しんでいただきたいとの思いから、鈴鹿サーキット「国際レーシングコース」のフルコース約5.8kmを貸切り、株主の皆様がマイカーで走行できる鈴鹿サーキットマイカーランを開催しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、子会社を含む企業集団全体の内部統制システムを整備しています。

1 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催し、また別途必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- (2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督・管理を行っております。
- (3) 取締役会規程において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会等の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。
- (2) 経営および業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

3 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社および当社グループ会社の損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」および「経営危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- (2) 当社および当社グループ会社は、法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

4 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供しております。
- (2) 業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に提供しております。

5 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業理念に関する方針・行動規程を定め、冊子を作成し、全従業員に配布するとともに、法令と社会規範遵守について教育・啓蒙・監査活動を実施し、その周知徹底と遵守に努めております。
- (2) 従業員の職務権限の行使は、業務職務分掌規程、稟議規程等に基づき適正かつ効率的に行っております。
- (3) 内部監査部門である内部監査室が、各拠点、各部署における業務執行が法令・定款および社内規程等に適合しているか否かの監査を実施しております。
- (4) コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の内部通報窓口として監査役ホットライン等を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れのある事実の早期発見、対応に努めております。
- (5) 監査役ホットライン等へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益をも課してはならないと内部通報規程において規定し、その旨を周知徹底しております。

6 当該株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループでは持株会社制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通してグループ全体の重要事項を決定および事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っております。
- (2) 当社社長は事業会社社長から、毎月業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、また適切に支持しております。
- (3) 内部監査部門である内部監査室が、グループ内の事業会社である子会社の内部監査を実施しております。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置し使用人に対し指揮命令できる体制となっております。
- (2) 使用人を配置した場合のその使用人の異動、人事考課等については、その使用人の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ることといたします。

8 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることができる体制となっております。
- (2) 取締役は、取締役会において担当する業務執行の状況等を定期的に報告する体制となっております。
- (3) 監査役および使用人は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制となっております。

9 監査役がその職務を実行的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役および使用人に報告を求める体制となっております。
- (2) 監査役が、取締役および使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室等とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制となっております。
- (3) 監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する体制となっております。

10 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループ会社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、対応部署として総務課を中心に、財団法人暴力追放三重県センターに入会し、警察等を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、弁護士ともすみやかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社および当社グループでは、上記の内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めるとともに、体制の整備を図っております。企業倫理に関する基本的方針として、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するために、対応部署として総務課を中心に、財団法人暴力追放三重県センターに入会し、警察等を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、弁護士ともすみやかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示に係る社内体制

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。また、株主等が当社発行有価証券の投資に際し、重要または有用であると判断される情報について、金融商品取引法その他法令及び貴証券取引所の適時開示規則等を遵守することが重要であると考えております。収集された情報は、逐次、情報開示取扱責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表することとしております。